

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の弘前市歴史風致維持向上計画に基づき、弘前城石垣整備や旧第八師団長官舎等の補修、武家屋敷の復元、土塁の整備、無電柱化事業、多言語案内板の整備などのハード事業や、建造物の修景などの景観形成のための助成事業、伝統工芸の後継者育成のための支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、市民の景観に対する満足度の向上や、外国人宿泊者数の増加、民俗芸能の活動の維持など、一定の効果を得ることができた。

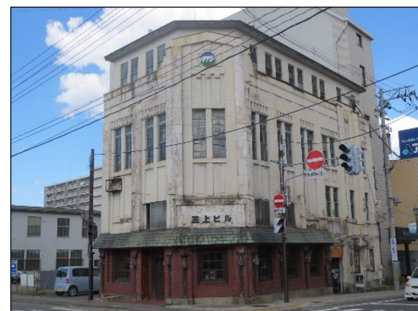
しかし、第1期計画期間内では修理が完了できなかった建造物や、保全に着手できなかった歴史的建造物が残されており、引き続き補修等に取り組む必要がある。また、これらの中には所有者の少子高齢化や補修費の負担増により、維持管理が困難となっているものがあり、景観への影響が危惧されている。伝統工芸の面では、後継者の減少が一定程度は落ち着いたが、緩やかに減少し続けており、引き続き課題に対する対応が必要となっている。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

重要文化財（建造物）である弘前城天守は石垣整備終了後に耐震補強を含めた保存修理を行う予定であるのをはじめ、文化財指定されている建造物については順次適切に保全を図っているものの、保全されていない建造物が残されている。

また、文化財指定されていないものの中には地域を代表する歴史的建造物も多数存在しており、これまで景観重要建造物への指定や、修理等に対する助成、市による買い取り等を行うことにより保全を図ってきた。

一方、建造物の維持管理費の捻出が困難なことにより、減失や外観が適切に保たれていない建造物や、所有者の高齢化や後継ぎ不在により空き家化している建造物がある。また、本市には歴史的建造物が多く存在しているにもかかわらず、その価値の認識不足により十分に活用されていない。



保全が必要な歴史的建造物

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する課題

市内には伝統的建造物群をはじめ、文化財等歴史的建造物が広く分布しており、歴史的な街並みが当市の魅力を形成している。

これまで一部地域で道路の美装化や電線の地中化を進めてきたが、依然として、歴史的街並にそぐわない電線や道路が残っている。

また、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化などにより放置され傷んだ家屋や生垣による景観阻害が見られる。



手入れがされていない生垣

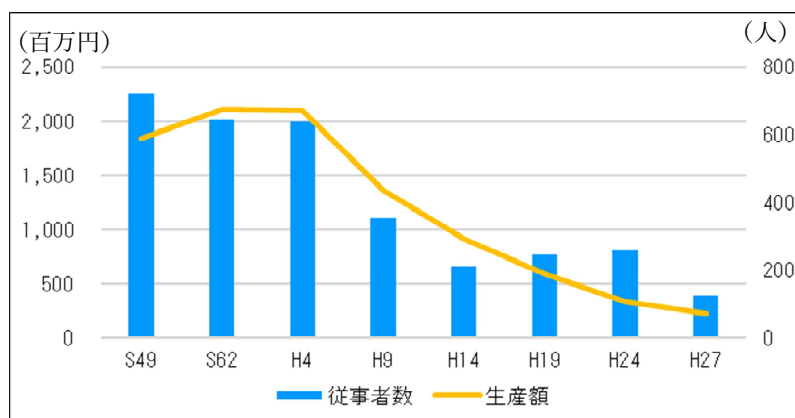
(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

当市には、藩政期以降、生活の中で育まれてきた伝統行事や伝統産業などが数多く残されており、その一部は、文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

しかし、ねぶたまつりや獅子舞といった地域住民によって支えられてきた伝統行事や民俗芸能の中には、少子高齢化などの進展に伴い次世代の担い手不足が深刻化しているものもある。

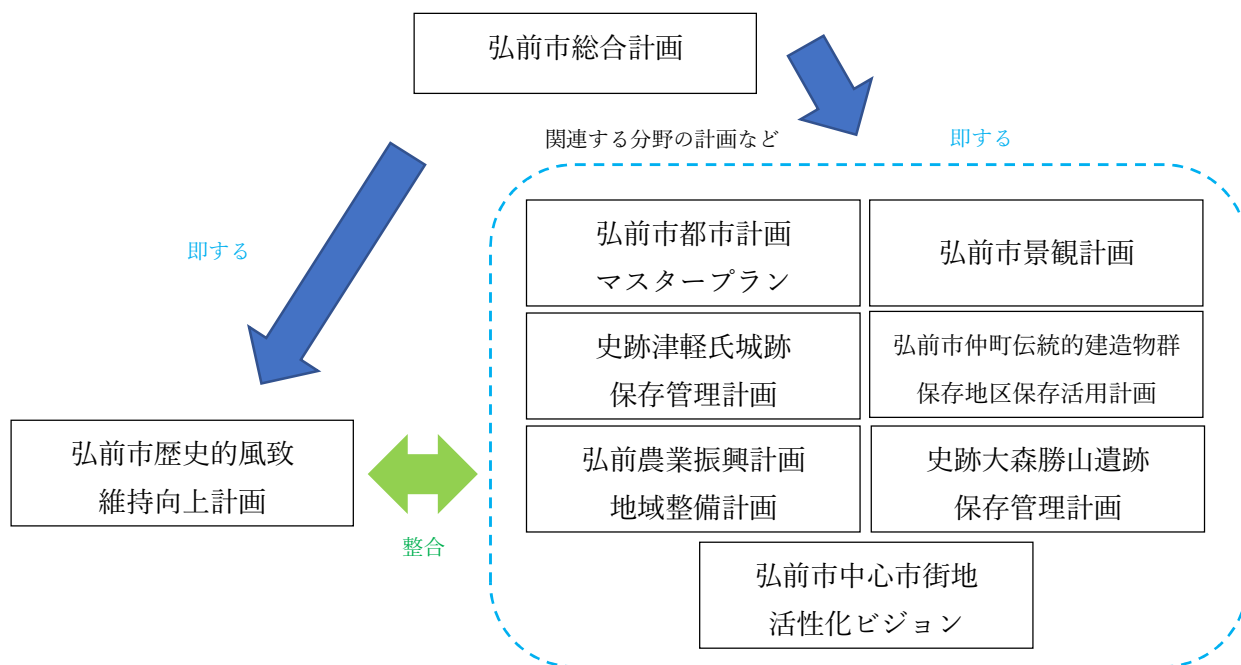
また、伝統工芸についても、消費者ニーズの多様化に伴う生産額の低下や職人の高齢化・減少化が進んでおり、後継者確保と技術の継承が課題となっている。

【津軽塗従事者数及び生産額の推移】



2. 既存計画等との関連性

本計画は都市計画等関連施策との連携が重要であることから、これらの関連分野の諸計画などとも整合した計画とするものである。



(1) 弘前市総合計画（平成31年（2019）3月策定）

弘前市総合計画は平成31年（2019）3月に策定された、地域づくりの最上位計画としてのまちづくりの方向性を明らかにするもので、行政運営の最も基本となる計画である。

人口減少、少子高齢化が進展する2040年頃を見据えた「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を将来都市像に掲げ、まちづくりの基本方針や計画期間内に取り組むべき具体的な施策を定めている。

なお、将来都市像を定め長期的な展望のもと総合的かつ普遍的な市の方向性や政策の方向等を示す「基本構想」、基本構想で定めた将来都市像を実現するための具体的な施策等を示す「基本計画」、基本計画に示した施策に基づき具体的に実施する事業を示す「実施計画」の3層で構成されている。

■弘前市の将来都市像

『みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち』

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1 将来の弘前を担う多様な人材が育つまちづくり | 4 快適な雪国生活と安心・安全で環境にやさしいまちづく |
| 2 地域共生社会の実現に向けたまちづくり | 5 景観保全と都市基盤の整備による持続可能なまちづくり |
| 3 地域資源を活かした魅力的な産業のあるまちづくり | |

(2) 弘前市都市計画マスタープラン（平成27年（2015）3月策定）

弘前市都市計画マスタープランは平成27年（2015）3月に策定された、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す計画である。

全体構想の中で、目指す都市の姿として「暮らしを楽しめるまち」とし、4つのまちづくりの目標を定め、このうち「歴史・文化、個性が光るまち」では、現存する歴史的建造物の保全・活用や、歴史・文化などの多様な観光資源を相互に結ぶ回遊ルートの形成、歴史を感じさせる街並み形成、市内の観光を促す基盤づくりにより、市民が誇りや愛着が感じられるようなまち、また、弘前を訪れる人が本市の良さを堪能し、繰り返し訪れたいくなるようなまちを目指している。

■弘前市の目指す都市の姿

『暮らしを楽しめるまち』

- ・都市機能が集積したコンパクトなまち
- ・集落拠点と市街地が公共交通で連動したまち
- ・自然とともに生き、安心して快適な生活を送ることができるまち
- ・歴史・文化、個性が光るまち

■将来の都市構造とその考え方

『コンパクトな市街地・集落地を維持し、各地域の拠点に機能を集約する移動しやすい都市構造』

- ①市域をエリア特性の異なる「まちなか」、「郊外」、「田園」に区分します。
- ②「まちなか」は本市全体の「拠点」とし、「まちなか」に集中する都市機能が周辺に拡散することを防ぎます。
- ③「郊外」と「田園」の各地域に「拠点」を位置づけ、必要なサービス・交流機能を誘導、コンパクトに集約します。
- ④「まちなか」では弘前駅周辺と土手町を核としてこれらをつなぎ、まちなか居住を誘導するなど、まちづくりを面的に展開します。
- ⑤「まちなか」と「郊外」からなる市街地の規模は現状から拡大せず、自転車でも移動が可能なコンパクトな市街地の良さを維持します。
- ⑥「田園」の自然環境を保全し、各地域（集落）から「まちなか」への公共交通のアクセスを確保します。
- ⑦「まちなか」と周辺都市を結ぶ公共交通も強化し、周辺都市の人たちがさらに弘前を利用しやすくなるようにします。
- ⑧「まちなか」、「郊外」の歴史資源、観光資源、高次都市機能を連携する道路交通ネットワークを再編します。

(3) 弘前市景観計画（平成24年（2012）3月策定）

当市は、平成2年（1990）に景観に関する総合的な方向性を示した「都市景観ガイドプラン」、平成3年（1991）に眺望景観や大規模建築物の色彩・デザイン等などについての指針を示した「街並み景観ガイドライン」を策定し、平成6年（1994）には弘前市都市景観条例を制定し「大規模行為の届出制度」を実施するなど積極的な景観施策に取り組んでおり、平成24年（2012）6月1日には景観法に基づく弘前市景観計画を施行した。

景観計画では、自然・歴史・文化に彩られた景観を守り、育むため、目標とする景観像を「自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前」とし、本市の景観の象徴である岩木山が市内いたるところから眺めることができる、景観資源が市全域に分布している、山地・田園・市街地が調和して弘前ならではの奥行のある景観を形成しているという本市の景観特性と、これまで自主条例で市全域を対象に景観づくりを進めてきた経緯から、弘前市全域を景観計画区域としている。中でも景観形成重点地区として「お城周り地区」と「大森勝山遺跡周辺地区」また眺望景観保全地区として「弘前城本丸・城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」と「^{ほうらいばし}蓬萊橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区」、「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」を設定し、良好な景観づくりを進めている。

また、景観計画の策定に際し、市民の意識醸成^{じょうせい}や意見の反映を目的に実施した「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」募集や市民アンケートにより、魅力的との意見が多かった歴史的建造物の周辺など、71か所を弘前ならではの景観として「大切にしたい場所・眺め」に定め、景観形成基準を上乗せし、市民と一体となった景観保全を進めている。

■目標とする景観像

自然に抱かれ、歴史と未来がつながるまち弘前
 ～住まう人が愛着と誇りを感じ、訪れる人の心に刻まれる景観づくり～

■景観づくりの基本方針

- ・自然、田園、市街地がつらなる景観づくり
- ・歴史と伝統が息づく風格のある景観づくり
- ・進取の気質あふれる、活気と賑わいのある景観づくり
- ・市民・事業者・行政の協働による、守り、創りはぐくむ景観づくり

(4) 弘前市^{なかちょう}仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

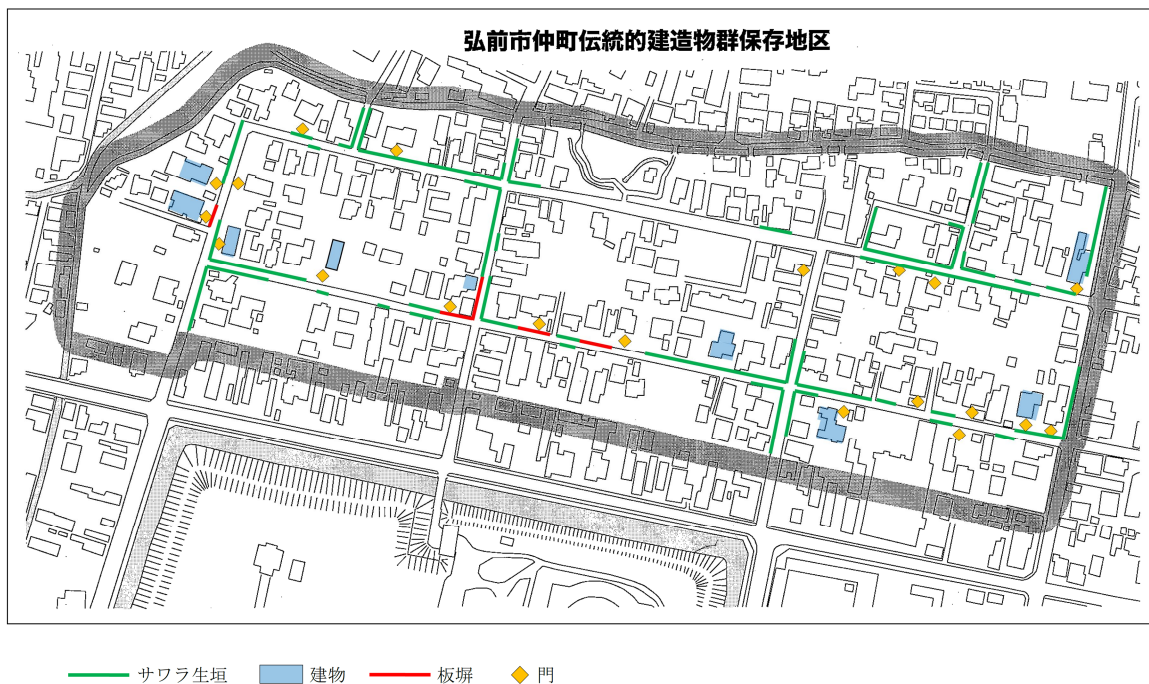
(昭和53年(1978)2月策定・令和3年(2021)3月改訂)

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区は、面積約10.6haの旧武家町である。藩政時代の地割が良く残り、旧武家住宅や門、道路に沿って植えられたサワラの生垣や背後の松木等が古雅なたたずまいを見せている。本計画は、このような特性を生かしながら伝統的建造物群保存地区としての景観を守っていくため、地区住民の協力を得ながら管理等を行うことを目的としており、地区の歴史や特徴、地区内の整備計画、補助制度や防災施設等について記している。

保存計画では、建築されてから一定年数を経過し、伝統的様式の外観を持つもので、伝統的建造物群保存地区の特性を維持し、保存地区の景観とよく調和した母屋や門、板塀を「伝統的建造物」に定めるとともに、伝統的建造物群と一体となった環境を保存するために必要と認められる物件(生垣、樹木)を「環境物件」として定め、管理、修理、修景及び復旧に努めることとしている。

る。

<弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画において特に保存が必要と認められる物件>



(5) 弘前農業振興地域整備計画（平成27年（2015）12月策定）

弘前農業振興地域整備計画は、弘前農業振興地域整備計画・岩木農業振興地域整備計画・相馬農業振興地域整備計画の統合により、平成27年（2015）6月15日に農業振興地域の指定を受け、農地の保全や農業の健全な発展に資することを目的に策定された。

「第1農用地利用計画」では、農用地は将来にわたって食糧の安定的供給を図るための基本的な土地資源であり、かつ、本市の基幹産業である農業の生産基礎であることから、今後とも優良地の保全・確保に努め、生産性を高めるための土地基盤の整備を推進することとしている。

「第3農用地等の保全計画」では、農業従事者の高齢化、農業後継者の減少に伴い優良農地が継承されない状況にあることから、周辺の耕作に支障を及ぼすおそれがある耕作放棄地の発生防止・解消へ向けて、認定農業者等への利用集積をさらに推進し、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金による地域共同による取り組みを進めていくこととしている。

(6) 史跡津軽氏城跡保存管理計画（昭和54年（1979）3月策定）

史跡津軽氏城跡は、種里城跡（たねさとじょう）・鱒ヶ沢町（あじがさわまち）・堀越城跡（ほりこしじょう）（弘前市）・弘前城跡（弘前市）から構成される、弘前藩主家津軽氏の発展過程を示す城跡群である。さらに弘前城跡は、弘前城・長勝寺構・新寺構の3つの構成要素からなる。保存管理計画は、津軽氏城跡（堀越城跡・弘前城跡）を適切に保存し、活用を図るための具体的対策を明らかにすることを目的としており、史跡の歴史や本質的価値についてまとめ、その上で、現状変更行為の方針や、整備の方針と計画等について定めている。史跡津軽氏城跡保存管理計画は、現在までに2回見直しが行われた。1回目は、堀越城跡の追加指定、新寺構の弘前大学施設整備などへの対応のために実施され、2回目は、弘前城本丸石垣修理等、弘前城跡の整備事業推進への対応のために実施したものである。

特別規制地区として第一保存地区を設定して保存を徹底するとともに、第二保存地区や第三保存地区において、史跡の本質的価値を守りながら、史跡を訪れる人々が正しく史跡の価値を理解できるように、調査成果などを踏まえた整備事業を進めていくこととしている。

おもりかつやま
(7) 史跡大森勝山遺跡保存管理計画（平成27年（2015）3月策定）

史跡大森勝山遺跡は、岩木山北東麓の台地上に立地する、縄文時代晩期初頭から中葉にかけての環状列石と大型建物跡等を主体とする遺跡である。保存管理計画は、平成24年（2012）の史跡指定後、大森勝山遺跡を適切に保存し、次世代へと継承していくため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針、保存・管理の方法、現状変更等の取扱方針、整備や公開・活用及び運営体制に係る基本方針を定めることを目的に策定された。

史跡の本質的価値について、歴史的な環境や周辺環境を踏まえて明らかにし、その保存管理の手法や整備・公開・活用に関する基本的な方針を定めたものである。また、史跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されており、景観を保持するため、史跡周辺に緩衝地帯を定めている。

なお、平成26年（2014）4月より、「弘前市景観計画」における「大切にしたい場所」へ、令和2年（2020）4月より「景観形成重点地区」および「眺望景観保全地区」へ追加することで景観形成基準を上乗せし、さらなる景観保全を図っている。

(8) 弘前市中心市街地活性化ビジョン

当市は、中心市街地活性化を図るため、「住人と商人と旅人がふれあうまちなか」を基本理念として、「第1期弘前市中心市街地活性化基本計画」を平成20年7月に策定した。

また、引き続き中心市街地が「まちの顔」として役割を果たし、官民が一体となってまちの賑わいを創出し活性化を図っていくため、「第2期弘前市中心市街地活性化計画」を平成28年3月に策定した。第2期の方針の一つ、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」では、四大祭りの一層の充実を図りながら、観光機能をさらに充実させるため、埋もれた観光資源の掘り起しや既存資源のさらなる有効活用、外国人観光客受け入れを目標とした環境整備などのインバウンド対策等、観光客をまちなかへ誘導するための取り組みを進めた。

令和4年3月には、市民のライフスタイルや商業環境が大きく変化する中、商業にとどまらない多様なニーズに対応するため、「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を策定した。ビジョンの目指すまちの姿の一つとして「先人たちが築き、守ってきた歴史的・文化的資源が保存され、活用されているまち」を掲げ、歴史的・文化的資源を保存し、活用する取組の推進を進めていくこととしている。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

地域を代表する歴史的建造物等の適切な保全及び活用に引き続き取り組む。また、民間が所有する景観重要建造物については、所有者や後継者の負担軽減による建造物の保全・活用を図るために、建物補修の費用負担の支援を行う。

また、地域の歴史資源の認識のさらなる向上のため、文化財に指定されていないものの、当市の風情を醸し出している古い建物として指定している「趣のある建物」をまとめたパンフレットの配布等、情報発信に取り組む。

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する方針

仲町伝統的建造物群保存地区の歴史的街並みを保全するため、少子高齢化に伴う後継者不足や空き家化等、社会環境の変化に対応した保存計画の見直しや、修景を行う。

また、歴史的街並みと調和するよう、道路の美装化や無電柱化を進めるとともに、弘前公園周辺の良い景観形成及び来街者の回遊性の向上を図るために、合わせて弘前公園及び歴史的建造物に近接する広場を整備する。

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

伝統工芸の後継者育成のため、研修等による人材確保等の支援を行う。また、伝統文化や祭礼行事の継承を図るため、活動団体に対し財政支援を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、引き続き都市計画課と文化財課が事務局を務め、各事業の実施については庁内各課と連携調整を行うとともに、事業対象となる歴史的建造物所有者や周辺住民、関係団体や事業者等と協議・調整を行うものとする。また、必要に応じて国や青森県と協議を行い、助言や支援を得るとともに、弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会において、計画掲載事業の進捗状況等について、報告、意見の聴取等を実施することで計画の実効性を高めるとともに、必要に応じて計画の変更を行なうこととする。

